

増毛町

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311

二十歳の若人明日へ翔け

増毛町教育委員会 ・ 増毛町二十歳の成人式実行委員会



～ 「二十歳の成人式」 ～

第4回定例会

- 一般議案・条例の改正・補正予算など 2～4P
- 町長からの行政報告 5P
- 一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』 6～18P

第4回臨時会 19P

議会運営委員会行政視察 20～21P

議会のうごき、編集後記 22P



第176号

令和6年2月5日

一般会計ほか9会計の補正予算を可決

明和園外構工事外の工事請負契約の変更を原案どおり可決

増毛町議会は第4回定例会を12月14日から15日までの2日間の会期とし、14日に一般質問を行い8名が質問席に立ち、12問の質問を行ったほか、増毛町税条例などの一部改正、一般会計ほか9会計の補正予算、その他一般議案の案件について審議し、原案どおり可決しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

令和5年 第4回定例会

12月14日～15日開催

報告事項

令和5年度増毛町定期監査の結果について、代表監査委員より報告がありました。

令和5年9月末現在の事務処理、管理執行等について、現地調査も含めて、10月16日から10月31日に実施し、事務処理、施設の管理、事業の執行等について概ね良好であり、軽微な事項については、担当課を通じ指示したことが報告されました。

条例の改正

- ◆議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- ◆特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◆増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ◆国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、議会の議員

及び特別職の期末手当の額、増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正しました。

◆第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

◆第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、会計年度任用職員の給料表を改正するため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の規定の整備を要することから、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町税条例の一部を改正する条例

町民税の寄附金税額控除につ

いて、町内の社会福祉法人に対し寄附金等を支出した場合、所得割の額から控除するものとするため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産時における保険税の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

内閣府が定めた基準が改正されたことから、所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町火災予防条例の一部を改正する条例

対象火気設備等の位置、構造

及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する省令に定める蓄電池設備の規制基準の改正等が行われたため、本条例の一部を改正しました。

一般議案

◆工事請負契約の変更について
現在、工事中の明和園外構工事において、整地・掘削土量と舗装面積の増加や附帯設備の減少が生じ、工事費の増額を要することとなったため、契約の変更について、原案のとおり可決されました。

◆工事請負契約の変更について
現在、工事中の古茶内道路線本小樽間内橋架換工事において、クレーン重機の変更と仮設資材の設置に伴い、工事費の増額を要することとなったため、契約の変更について、原案のとおり可決されました。

令和5年第4回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番号	事件名	議員名 (議席順)										議決結果	
		合羽井達男	川島優	酒井倫明	大井紀美恵	上野剛	菅原幸弘	小田緑	岩崎俊一	松倉清道	飛内眞吾		
議案第 89 号	工事請負契約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議 長	原案可決
議案第 90 号	工事請負契約の変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 91 号	増毛町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 92 号	議会の議員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 93 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 94 号	増毛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 95 号	第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 96 号	第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 97 号	増毛町税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 98 号	増毛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 99 号	増毛町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 100 号	増毛町火災予防条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 101 号	令和5年度増毛町一般会計補正予算 (第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 102 号	令和5年度増毛町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 103 号	令和5年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 104 号	令和5年度増毛町診療所事業特別会計補正予算 (第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 105 号	令和5年度増毛町介護保険特別会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 106 号	令和5年度増毛町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 107 号	令和5年度増毛町港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 108 号	令和5年度増毛町水道事業会計補正予算 (第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		原案可決
議案第 109 号	令和5年度増毛町公共下水道事業会計補正予算 (第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議案第 110 号	令和5年度増毛町砕石事業会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

令和5年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

一般会計

歳入歳出 1億 5,578万円の増額

総額 52億 6,392万円に

歳入

低所得世帯支援交付金…………… 5,733万円増

町債…………… 3,930万円増

歳出

低所得者支援給付金…………… 5,733万円増

小中学校エアコン設置工事費… 3,421万円増

国民健康保険特別会計

歳入歳出 6万円の増額

総額 5億 5,896万円に

歳入

道支出金…………… 3万円増

一般会計繰入金…………… 3万円増

歳出

人件費…………… 6万円増

観光施設事業特別会計

歳入歳出 500万円の増額

総額 6,746万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 500万円増

歳出

修繕料…………… 161万円増

人件費…………… 255万円増

診療所事業特別会計

歳入歳出 214万円の減額

総額 2億 3,706万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 214万円減

歳出

退職慰労金…………… 269万円減

介護保険特別会計

歳入歳出 2,316万円の増額

総額 9億 7,196万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 2,125万円増

歳出

光熱水費…………… 1,041万円増

医師等嘱託料…………… 448万円増

後期高齢者医療特別会計

歳入歳出 33万円の増額

総額 9,102万円に

歳入

一般会計繰入金…………… 33万円増

歳出

人件費…………… 10万円増

広域連合納付金…………… 23万円増

港湾整備事業特別会計

歳入歳出 59万円の増額

総額 1,740万円に

歳入

港湾使用料…………… 45万円増

一般会計繰入金…………… 5万円増

雑入…………… 9万円増

歳出

人件費…………… 18万円増

修繕料…………… 49万円増

諸支出金…………… 8万円減

水道事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 2億 3,506万円

収益的収入

他会計補助金…………… 1,502万円増

給水収益…………… 1,502万円減

収益的支出

委託料…………… 2万円増

予備費…………… 71万円増

人件費…………… 73万円減

公共下水道事業会計

収益的収入及び支出 23万円の減額

支出総額 2億 8,487万円に

収益的収入

他会計補助金…………… 407万円増

下水道使用料…………… 430万円減

収益的支出

人件費…………… 23万円減

砕石事業会計

収益的収入及び支出総額の変更はなし

支出総額 3億 3,210万円

収益的支出

人件費…………… 9万円増

予備費…………… 9万円減

行政報告

令和5年第4回定例会では、町長から4点について報告がありました。



町長 堀 町長
町民の皆様
にお知らせ
します。

要約して

①今年度の観光事業について

新型コロナウイルス感染症が、5類相当となったことから、町の3大イベントである「春の味まつり」「港まつり」「秋の味まつり」を開催することができ、天候にも恵まれ、イベントは盛況となりました。

また、ビアパーティーなどの町内イベントのみならず、町外イベントへの出店支援など、町内の賑わいと、事業者の経済活性化の創出も図っています。旧増毛駅では、キッチンカーや雑貨販売、コンサートなど様々な催しに利用され、当町の玄関口として観光客はもとより、町民にも親しまれる場所として再生し、活用される拠点として、成長したと感じています。これら

町内の観光に加え、福岡の三越では、事業者と町職員がスクラムを組み、町が誇る味覚の特産品販売を10月に行い、多くの方に増毛町を知っていただく機会とすることができました。初めての試みとなりましたが、職員が増毛町の看板を背負っている意識を育てる研修としても、町外、道外に出る機会を増やしたいと考えています。

②農業漁業の状況について

果樹については、リンゴやブドウは高温障害、ナシはカメムシによる病害、カラスやヒゲマの増加によりリンゴやブルーベリーが被害を受け、収量を下げています。今年も味の良い果物ができました。水稲については、8月の高温障害や台風による品質低下もみられましたが、管内の作況指数は「105」の「やや良」、総集荷量は前年とほぼ同量となり、豊穣の秋を迎えることができました。平成26年度から進めている農業基盤整備事業は、今年度末に95%の進捗率となり、来年度の朱文別地区をもって全地区が完了する予定となっています。本事業により、作業効率は大幅に向上し、収量

の増につながっています。来年も天候に恵まれ、豊穣豊作の年となることを願っています。漁業については、11月末までの水揚げの状況が昨年同期と比べ、漁獲量で580トン、金額では7956万円の減となりました。主要魚種では、秋鮭漁が、海水温上昇などの影響により、2億6千万円の減となりましたが、タコ漁は1億2千万円の増、エビ漁も1億1千万円の増となりました。今年の操業も残りわずかとなり、冬場での時化の日が多くなりますが、安全操業のもと、明年が豊漁で浜が活気に溢れることを念願しています。

③有償運送事業について

昨年4月より有償化とした「あつぷるハイヤー」について、昨年度は4278人の利用がありました。また今年度は11月末時点で3780人、稼働1日あたり平均18人の利用となつていますが、昨年同期と比べ、利用者数は52%増加しており、最終的な利用者数は昨年度よりも増加する見込みとなっています。また、11月からは試験的に夜間も運行しており、利用状況に

ついては、土曜、日曜、祝日は平均9人、夜間は平均3件の利用となつています。今後も課題点などを精査し、生活に密着した安定的で利便性のある交通手段の確保に努めていきます。

④物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業について

低所得世帯や、物価高騰の影響を受けた生活者、事業者への支援を目的とした交付金を追加する、国の補正予算の成立に伴い、当町においても、交付金を活用した事業の補正予算案を本定例会に提案しています。

事業については、まず、国が示す枠組みで実施する非課税世帯への7万円の給付金は、国からの詳細が示され次第、速やかに給付できるよう手続きを進めます。また、上下水道料基本料金の免除を1月から3か月間実施し、広く町民皆様の経済的負担を軽減します。町内唯一のホテル、オーベルジュまじけに対しては、光熱費高騰にかかる負担を軽減します。今回の重点交付金については、町民皆様の生活の安定に向け、速やかな給付と広く行き渡る支援に努めていきます。

一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第4回定例会の一般質問は、本会議1日目の14日に行われ、8名の議員が12項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



川島 優 議員

- (1) 増毛町合同墓の利用について
- (2) 火葬場の使用について



大井 紀美恵 議員

- (3) 増毛町における今後の外国人育成就労制度等について
- (4) 増毛町バス・ハイヤー事業等について



酒井 倫明 議員

- (5) 有害鳥獣に対する取組について



上野 剛 議員

- (6) 増毛町文化財保護条例等について



小田 緑 議員

- (7) 薬局の存続について
- (8) 総合的なヒグマ対策について



合羽井 達男 議員

- (9) 生活圏に出没するヒグマ対策について
- (10) 町在住の外国人との交流について



松倉 清道 議員

- (11) 「ゼロカーボンシティ宣言」と「増毛町地球温暖化対策実行計画」における現状と今後について



岩崎 俊一 議員

- (12) 公共施設照明のLED化及びLED交換に対する助成について

増毛町合同墓の利用について

川島議員①

Q 今後の利用見込みは

A 年30〜40体で推移

○川島議員



(1)令和5年度から供用開始している増毛町合同墓の運営は。

- (2)利用者の町内外の比率は。
(3)今年度の利用状況、利用要件は。
(4)当初見込みと実績は。

○町長

(1)積雪のない5月から10月の月1回、第4金曜日に納骨を行っている。納骨日時については事前予約をしていただき、利用料納入後、納骨袋を申請者に配布。当日は、配布した納骨袋に焼骨を入れた状態で合同墓に持参、担当課職員立ち会いのもと納骨

する。

(2)今年度は町内が14件、町外が9件。

(3)今年度は申請件数が23件、納骨数が55体。また利用要件別内訳は、要件1は申請者の住所又は本籍が増毛町で、現に暑寒沢墓地を使用していない方で8体。要件2は死亡時に住所又は本籍が増毛町にあった故人の焼骨を管理している方で9体。要件3は暑寒沢墓地以外の町内墓地等からの改葬で18体。要件4は暑寒沢墓地からの改葬で19体。要件5は申請者又は故人が過去に増毛町に住所又は本籍があった場合で1体。要件6は要件1から5以外で町長が認める場合で0体であった。

(4)今年度当初は50体、100万円の見込みであったが、実績は55体、112万円となっている。

○川島議員

今後の合同墓の利用見込みをどのように考えているか。

○町長

今後の動向については、他の自治体の合同墓の状況を見ると



～ 納骨は5月から10月までの第4金曜日に行う～

1年目は多いが、3年目以降は減っていく傾向にある。今後、年30〜40体で推移するのではないかと考えている。

火葬場の使用について

川島議員②

Q 留萌市での火葬使用料の補助は

A 少し検討したい

○川島議員

留萌市内で葬儀をする町民が多くなってきた。葬儀も葬儀会

○町長

社で進めるようになり、自治会で進めていた以前の葬儀と比べ、町民の葬儀への関わり方も変化している。過去5年の留萌市と当町の火葬割合と火葬使用料は。

過去5年の火葬件数は、令和5年度は11月末現在で当町が33件、留萌市が27件、その他の自治体が5件で当町の割合が50・8%、4年度は当町が48件、留萌市が44件、その他の自治体が4件で当町の割合が50%、3年度は当町が42件、留萌市が39件、その他の自治体が3件で当町の割合が50%、2年度は当町が37件、留萌市が32件、その他の自治体が9件で当町の割合が47・4%、元年度は当町が51件、留萌市が46件、その他の自治体が13件で当町の割合が46・4%、平成30年度は当町が31件、留萌市が48件、その他の自治体が4件で当町の割合が37・3%となっている。なお、火葬使用料は、ましけ葬苑は1万6千円、留萌市のやすらぎ聖苑は7万9千円となっている。

○川島議員

留萌市で葬儀を執り行う場合は当町と比較して葬儀料が非常に高額なため、町民が留萌市で火葬する場合の補助を検討してほしいと思うが、どのように考えているのか。

○町長

平成27年の4月から、3万6千円から7万9千円になった経緯がある。当初は当町が留萌市の南部衛生組合、火葬場に入っていないため、町民が火葬場を使う時に高額になったと思われる。葬儀場ができた頃は、6〜7割が留萌市の葬儀場で葬儀を行っていたが、最近5年間を見ると町のお寺等で葬儀を行うことも多くなってきた。できれば当町のお寺を使った葬儀も執り行って欲しいと思っているが、当町と留萌市で執り行う場合には、かなり金額が違うこともあるので、補助については少し検討させていただきたい。

増毛町における今後の外国人育成就業制度等について

大井議員①

Q どのように受け止めるか

A 外国人も町民の一員として受け入れる町づくりに

○大井議員



来年早々に「外国人技能実習制度」に代わり、「外国人育成就業制度」という新制度が決定される見込みだが、当町はどのように受け止めていくのか。

(1) 町在住の外国人は、平成26年9月末67人、29年9月末62人、令和2年9月末88人、5年9月末107人となっており、国籍ではベトナム、業種では水産加工、続いて漁業が多くなっている。29年度以外の人数は、年々上昇傾向にあることは数字から

見てわかるが、この要因は。

(2) 現行制度の就労期間は3年だが、新制度は1年を経過した後、転籍が可能で良い条件を提示され、町外へ転出することも考えられる。そういう状況に陥らないためには、受け入れ先と継続的に研修等や適切なアドバイスにより問題を解決に導く、そのためには町職員も同時に研修等を受けていくことが重要だと思う。また、新制度の法案が決議されていないが、早めの対処等を考えては。

○町長

(1) 当町の基幹産業である、水産加工業や水産業の人手不足によるものが大きな要因であると考えられる。特に産業の担い手である20〜30代の人口減少が大きくなっており、コロナの影響が小さくなってきた現在、多くの外国人が当町で活躍している。全国的にも言えることだが、人手不足の解消のため、外国人の受け入れが今後も増えるものと考えている。
(2) 外国人に当町に留まってもら



～ 外国人向けの日本語教室は笑い声があふれ好評だった ～

うために、9月に外国人向けの日本語教室を文化庁、道の事業を活用して実施している。この教室には町内7事業所で働く技能実習生や特定技能者の外国人52人が参加し、簡単な日本語を使つての自己紹介やクイズなどを通じて、日本語で交流し、熱気と笑い声があふれた教室となり、参加者の外国人、そして受け入れ事業者も喜んでいた。これを踏まえ、1月14日に今度は日本人の町民も参加、見学でき

る日本語学習・交流会を実施する。その後、日本人の町民に対しても、簡単な日本語を使ってコミュニケーションを取るための講座を開催し、来年度も事業を継続、発展させたいと考えており、町民全体が外国人も町民の一員として受け入れるまちづくりに協力いただきたい。

○大井議員

外国人就労者で水産会社に勤めている方が自動車免許を取って、30万円くらいかかっている。免許は個人の資格であっても、仕事に必要なものと感じるが、外国人の方に長く当町にいて働いてもらうために、こういう部分の支援も必要だと思うが。

○町長

その件も含め、暮らしやすい地方を選ぶ実習生もいると聞いている。賃金の格差を減らすほか、職場や生活環境を整えることも大切だと思うので、全体的に考えていかなければならない。

増毛町バス・ハイヤー事業等について

大井議員②

Q JR代替タクシーの運行を再度周知しては

A 町ホームページ掲載のほか、定期的な情報の発信に努めたい

○大井議員

平成28年12月にJR留萌ー増毛間廃線によって、タクシーによる代替輸送が始まった。また、29年4月から70歳以上の運転免許自主返納支援事業が開始され、5万円分のバス・タクシーのチケットを受け取ることができ。町内で営業していた「明日萌ハイヤー」の撤退後、続いて留萌市で営業しているハイヤー会社にもお願いするも撤退。その後、当町が運営する「あつぷるハイヤー」の有償運送が始まった。最初は平日午前9時から午後5時までの運行だったが、土日・祝日の運行も開始された。

更に町民に伝えるべく、夜間の有償運送が試験的ではあるが11月13日より始まった。「あつぷるハイヤー」の有償運送開始から2年足らずで、平日・土日・祝日そして夜間とスピード感を持って実行されたこと、町民の皆様にとって安堵されたことと察する。

(1) JR代替タクシー運行開始から7年経過したが、町民に周知されていないようだ。現在までの利用者数は、再度、周知して確認を促すことはできないか。町ホームページには掲載されているが、閲覧が難しいこともあると思うが。

(2) 運転免許自主返納補助事業の開始から現在までの返納者人数について、ここ4年間はコロナウイルス感染症の影響によりバスやタクシーを利用する高齢者が減少し、不安を抱えながら家用車を移動手段として運転していたと思われる。年度別に返納された免許証で年齢が多かった年代は、

(3) 特急ましけ号の増便は、町民

の要望を強く受け止めて沿岸バスと話し合って実現されたこと、特に通院されている方には、なくてはならない交通手段である。継続して運行するのか。

○町長

(1) 28年12月5日から運行を開始しており、令和5年度は11月末で35人、4年度は61人、3年度は44人の利用者があった。また、周知方法は町ホームページ掲載と不定期だが、広報誌への掲載を実施している。今後は新聞折込によるチラシの配布等も検討し、定期的な情報の発信に努めたい。

(2) 運転に不安のある高齢者の運転免許の自主返納を促進し、交通事故の減少を図るために29年度から実施しており、年度別では29年度と令和元年度と3年度が80代、2年度と4年度と5年度は70代の高齢者が最も多く返納している。

(3) 週4日の運行で費用の一部を助成することで、継続して路線維持に努めたい。

○大井議員

夜間の有償運送だが運転手の確保は、どのようにしたのか。

○町長

広報で9月まで募集したが人材がおらず、運行していただける方が10月に見つかった状況である。

○大井議員

試験的にやっているとのことだが、乗る人がいないときには、運行しないこともあるのか。

○町長

3月までは、この体制で続けるが、やめることはできないと思っている。皆様に使っていたら、持続可能な事業になると思う。



有害鳥獣に対する取組について

酒井議員

Q 猟友会の協力が欠かさないか

A 今後とも補助等を検討したい

○酒井議員



第3回定例会で質問したが、当町でも秋以降ヒグマの目撃情報が

多く、市街地の近くにも出没が報じられる事態になって、暗くなったら外を歩けないとの声も聞かれた。来年の雪解け後にはどうなるのかが見えず不安が募る。今後ヒグマの出没に対して、エゾシカ等の有害鳥獣への対策も含めてどのように取り組んでいくのか。

○町長

ヒグマはこれまで捕獲数が年間2〜3頭だったが、今年16

頭と大幅に増加した。果樹園出没や民家のコンポストが荒らされているが、人への被害がなかったことが幸いである。今後の取組は防災無線による注意喚起を行い、必要に応じて猟友会へ捕獲を依頼する。国や道への支援要請を含め対策を強化しなければならぬ。

エゾシカは今年の捕獲数が229頭（12月10日現在）で過去最高。果樹の樹皮の被害、家庭菜園の被害も聞いている。自動車の衝突事故も多く、注意を促したい。

アライグマ対策はワナの在庫数が18基となっている。個人購入分の助成を3分の1から3分の2に嵩上げしたので、この制度を活用してほしい。また、カラスが増加しており、対策を進めていかなければならない。なお、農林水産課の職員がヒグマ、エゾシカ、アライグマの駆除に出勤する機会が多くなっている。町民課職員のスズメバチ対策も含めて職員の特殊勤務手当を検討している。

○酒井議員

ヒグマが出没した際には猟友会の協力が欠かさないが、狩猟免許の保有者が高齢化し、減少する状況で負担が大きくなっていると思う。当町では免許の取得にかかる費用の一部を新規取得者に補助する制度ができたが、狩猟免許保有者の確保に向けて費用の補助以外に考えられる方策はあるか。

○町長

町内ではハンターに若い人が増えていると聞いている。ヒグマを撃てるハンターは限られているということなので、経験を積んでもらうしかないと思うが、今後とも猟友会に対する補助等を検討したい。

○酒井議員

来春の雪解け頃、また秋に向けて、どのように対策していくのか。

○町長

8月に山でも非常にヒグマの目撃情報が多くなる。目撃情報があった場合はすぐに防災無線で知らせて注意喚起をする。夜

や早朝の散歩を控えてもらうことになろうかと思っている。

○酒井議員

できる限りヒグマを人里に近づかせないことが大事だが、何か考えられることはあるか。

○町長

今年一番多く出没したのは果樹園である。落ちリンゴの適切な処理、電気柵も考えていかなければならない。

増毛町文化財保護条例等について

上野議員

Q 「ましけむかし記録保存事業」次号は

A 聞き取りを実施、第3号発行を



○上野議員

「文化芸術振興基本法」が、平成29年に「文化芸術基本法」とし

て法改正され、その第12条（生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及）の中で、食文化が生活にかかる文化だとして明示された。当町では昭和46年に「増毛町文化財保護条例」が施行され、平成2年には「雄冬神楽」が町指定無形文化財に指定されたが、衣食住に関することは、同条例の第2条3項で民俗資料とされている。今後は「文化芸術基本法」のように、食文化に関しては「町指定無形文化財」とするのか、条例をさわらずにこのままいくのか。例えば、当町で昔から家庭で作られていた「いずし」は、国の登録無形文化財に指定された「近江のなれずし製造技術」と類似しているように思われ、昔から家族や親戚が集まる晴れの日に自家製のいずしを楽しんだ歴史があるので、製造技術は現状だと同条例第30条の（無形の民俗資料の記録の作成等）に該当するのではないかと思うものの、文化芸術基本法にならうなら、町指定無形文化財として登録す

る価値があるのではないか。また、登録すると製造技術や歴史的経緯等を調査し記録する課程で、後継者や担い手が改めて技術を継承する機会ができ、イベント化もできるのではないか。

○教育長

食文化に関する文化財指定は、平成25年にユネスコが「和食」を無形文化遺産に登録して以降、国内でも文化財の登録や指定をする事例が増えてきている。現在の「増毛町文化財保護条例」の中で、食文化の文化財指定を想定した場合は、「無形民俗資料」の中の「生活文化の特色を示すもの」に該当すると思われる。しかし、「民俗資料」という形の文化財指定では条例上、記録の作成、記録の保存といった形でしか町は関わることでできない。また、同条例の中の「無形文化財」は、その保持者や継承活動に対し必要な経費の一部を補助できることになっているが、現在、食文化などの風俗・習慣は含まれていない。そのため、食文化を町の文化財に指定

し、かつ技術の継承や保存を進めるためには、条例の一部を変更する必要がある。また、いずしのように古くから町内の各家庭の味として伝わっている食習慣が、文化財として登録する価値があるかどうかという部分については、今後、情報収集等を行いながら、文化財専門委員会議の中で意見を聞きたいと思う。なお、「ましけむかし記録保存事業」で、町内で暮らすお年寄りに過去の町の様子を聞き取る調査をしている。この事業の中で、食習慣の特色や文化についての記録を保存していくことも、無形民俗資料のひとつとして有益なものと考えている。

○上野議員

マシケオトギリとマシケゲンゲは、暑寒別山系の固有種のようにだが、更に2001年にはマシケレイジンソウが新種とされたようだ。同条例第2条(4)記念物に植物という記載がある。第5章、町指定史跡名勝天然記念物指定の可能性を文化財専門委員会で検討は可能か。

○地域学習課長

今回の意見に関しては、文化財専門委員会議の中で話題として、調査研究をしていく方向性などを協議したい。

○上野議員

「ましけむかし記録保存事業」これはとても良い事業だと思っている。第2号まで読んだが、第1号の小林金太郎さんの「吹雪の中の郵便配達」これは特に興味深く読んだ記憶がある。第1号から第2号の発行まで10年くらい期間があったと思うが、次はいつ発行する予定なのか。

○地域学習課長

第1弾が平成16年に作成され、文化財専門委員の会議の中で、10年程経過した後に、これは今やらなければいけないという意見をいただいたこともあり、令和3年度末に第2弾として、また新たな4件の聞き取り調査をまとめたものになっている。現在、「ましけむかし記録保存事業」は1年間に1人1件を必ず聞き取り調査を行い、4件ないし5件の聞き取りが終了した時

点で、まとめる予定をしている。この事業の第3弾の発行ができるよう、現在も聞き取り調査を年に1件進めている。

薬局の存続について

小田議員①

Q 存続に向けた支援は

A 今後協議、検討していく



○小田議員

唐木屋ファーマシーは町内唯一の薬局として、その役割は非常に大きなものがあると考えている。コロナ禍では、不織布マスク、ワクチン接種後の解熱剤、抗原検査キットの確保など、大きな役割を果たしたことは記憶に新しいところである。

しかし、民間の事業所のため、

経営が困難になったときに、急に撤退するのではないかと心配である。経営状況の把握に努めるとともに、存続に必要な支援策を検討していくべきと考えているが。

- (1)唐木屋ファーマシー存続支援についての基本姿勢は。
- (2)積極的な利用啓発、町の他事業との連携や補助は。
- (3)老朽化していく施設の修繕や維持管理経費などの支援は。

○町長

(1)町内唯一の薬局であり、その役割は非常に大きいと認識しており、撤退するようなことがあれば、多くの町民が困るため、何か対策を検討する必要があると考えている。唐木屋ファーマシーの現状について伺ったところ、件数で約2割程度減ったということであつた。また、施設の老朽化による、各種設備の修繕などを考えていることも伺っている。

(2)役場庁舎ほか公共施設の玄関などに、唐木屋ファーマシーが処方箋をオンラインで送信でき

るようになったことを知らせるポスターを貼り、町民への周知協力を行っている。処方箋のオンライン送信については、町民の利便性が高まるとともに、支援に少しでもつながっているのではないかと思っている。

町の他の事業との連携や補助については、町からの補助事業である、生きがい活動事業団が行っている、おたがいさま事業で、処方箋を薬局まで届けるサービスを行ってもらっている。薬の配達には薬の説明などがあるため、主に薬局の職員が行っているようである。

(3)何が必要なのか協議を進め、町として今後の支援について、調査・研究をしていきたい。

○小田議員

既に町民への周知協力を行っているということだが、さらに広報ましけなどでもQRコードやFAXでの受付、おたがいさま事業など繰り返し掲載することなどできないか。

○町長

唐木屋ファーマシーとしか

り協議をしながら進めなければいけないと思っています。

○小田議員

おたがいさま事業は有償ボランティアだが、処方箋で使用されている人数と経費の利用者負担はどのくらいか。

○福祉厚生課長

件数は月に5〜6件あると聞いており、30分500円で1回につきボランティア2名で行うため、1000円かかる。ただし、要支援1、2及び事業対象者は1時間200円で利用可能のため、400円となる。

○小田議員

配達に関しても常に出している薬で、電話だけで済むような説明の場合は、おたがいさま事業で配達してもらえると助かると言っていた。補助をしながら、おたがいさま事業で薬の処方箋を届けたり、配達したりしながら、唐木屋を利用してもらうようにできないのか。

○町長

どのようなことで困っているのか、今後協議、検討していく。

総合的なヒグマ対策について

小田議員②

Q ヒグマ対策についての概要は

A 箱わな設置やパトロールを要請している

○小田議員

今年是全国的にヒグマによる人身被害が急増した。町内でも、例年になく市街地に出没し、多数のヒグマが捕獲されるなど、危機的な状況が続いているのは、様々な要因が指摘されており、総合的な対策が必要と強く感じる。

- (1) 町におけるヒグマの出没状況や対策についての概要は。
- (2) ヒグマ出没時の対応マニュアルの整備は。
- (3) ハンターの養成・補助等の対策、シカなどの残渣の適正処理は。
- (4) 果樹等の収穫残渣の適正処理は。

(5) 電気柵の設置及び修繕費の補助は。

(6) 緩衝地帯の刈払いなどの対策は。

(7) 抗議電話等カスタマーハラスメント対策は。

(8) 総合的な対策を検討する組織の立ち上げは。

○町長

(1) 4月14日に信砂地区で目撃されたのをはじめ、12月10日までの間で、42件の情報が寄せられている。その内訳は阿分地区2件、信砂・御料地区11件、舎熊地区4件、中歌地区1件、暑寒沢地区19件、箸別・湯の沢地区2件、別荘地区2件、雄冬地区1件となっている。

ヒグマの出没の連絡を受けた場合、職員と猟友会で現地を確認し、エサとなる農作物等が継続的に被害がある場合や、人的被害の恐れがある場合は、問題個体と判断し、箱わなの設置やハンターによるパトロールを要請している。今年度の箱わな設置件数は14件、その他パトロールを要請した件数は6件で、ハ

ンターの出勤回数は約120件である。

(2) 町独自のものはないが、道で作成している「ヒグマ出没時の対応方針」及び「ヒグマ対策の手引き」を活用している。

(3) 新規に猟銃を取得し有害駆除に従事する方には、狩猟免許等の取得経費に対し10万円を上限に補助金を交付している。シカ等の残渣は有害駆除で捕獲したシカ・ヒグマ等は町で回収し、道路でひかれたシカ等は道路管理者に回収を依頼し適正に処理している。

(4) 落ちリンゴ等の適正処理について、果樹協会を通じ要請したい。

(5) 平成21〜22年度において、約54kmの電気柵等を整備したが、更新等の補助の要請があれば検討したいと考えている。

(6) 全町的に刈り払いをすると莫大な金額となり現実的ではない。ただし、令和5年度で実施した新信砂川河畔林の伐採のようにエサとなる秋鮭の遡上に伴い、頻繁に出没する恐れがある場合

などは個別に検討したい。
(7)ヒグマの捕獲は公表していないため、他市町村のような苦情電話等は受けていない。

(8)担当課の農林水産課で対応しており、新たな組織の設置は考えていないが、必要であれば検討したい。留萌振興局管内では、エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会を設置し、アライグマ対策を含めて留萌振興局、各市町村、猟友会及び警察署等と対策を協議している。

○小田議員

電気柵で侵入防止対策が必要との意見もあるが、電気柵の設置及び修繕費の補助について、検討しては。

○町長

農家に要望を確認しながら検討する。



生活圏に出没するヒグマ対策について

合羽井議員①

Q 追い払い対策を考えては
A 慎重に考えなければならぬ



○合羽井議員

今年の異常な程の気候温暖化による影響や、野山のドングリなど

堅果類の不作や里山の高齢化や、管理する人がいなくなり荒れた耕作放棄地が増え、灌木や草が生い茂り、緩衝地帯が無くなりヒグマの生息域が拡大、果樹園や畑そして人里まで出没している目撃情報が増えている。
(1)農作物などの被害状況及び被害金額は。
(2)コンポスト容器の設置は今後どのようなのかまた、設置後追い払いのための対策・費用

負担は。

(3)放置されている鉄道用地・農道・畑などの伐採、刈払いなどの取組は可能か。
(4)ヒグマの動向などを把握する為の広域連携は。
(5)出没の通報があった場合、現地調査に狩猟者によるパトロールと並行してドローンの活用を考えては。

○町長

(1)全ての鳥獣による被害状況調査は年明けに行う予定だが、数件の果樹農家に聞き取り調査を実施したところ、6件の農家に被害があり、果樹木が折られたことなどにより、プルーンが約500万円、リンゴが約120万円で被害合計が約620万円となっている。
(2)コンポストは引き続き使用していただきたい。ヒグマの被害は10〜11月なので、防災無線等で注意喚起をする。追い払いのための対策・費用負担は製品が様々あるため、情報収集や調査をし、検討したい。
(3)広大な範囲であり、私有地も

多く、膨大に時間と費用を要することから、町としての取組はできない。

(4)留萌管内エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会があり、各市町村の担当課、森林管理署、農協、猟友会、警察署、留萌振興局などが関係機関として属し、ヒグマの捕獲状況や問題点等の情報共有をしている。留萌市などの境界でのヒグマの出没については、情報共有していく。

(5)パトロールは、継続して猟友会にお願いするとともに、ドローンの活用は、先進事例を参考に調査研究を実施し、操作方法や費用等を精査し検討したい。

○合羽井議員

追い払う方法もいろいろあって、七飯町では花火を使って地域の住民が交代で上げている、そういう方法もあるので、今後考えられること、果樹協会も含めて実施できないか。

○町長

プロパンガスを使った爆音機を使用しており、カラス対策だと思いが慣れてしまつて、逆に

市街地区の方が騒音で朝早く目覚めるといふこともあるので、花火だとか音による追い払いはヒグマには有効かもしれないが、刺激臭は人間にとつても影響があるので、慎重に考えなければならぬ。

○合羽井議員

コンポストの被害を受けている地区はあるのか。

○農林水産課長

彦部地区、舎熊地区、朱文別地区、黒岩尻地区である。

○町長

コンポストの被害は、彦部から舎熊、朱文別については同一個体でないかと思つてゐる。出沒情報があつた場合には、使用を控えることも必要だと思ふ。

○合羽井議員

放置されている畑、JR敷地の伐採は、町で行つてゐるクリーン作戦のように、ボランティアも含めた形でできないか。

○町長

自分の近くに放置されているような場所であれば、自分の畑を守るためにやつていただきた

い。町が全部やるのは無理だと思ふので、果樹園も含めて危険性のある場所、それからヒグマが出てくる所に関しては、その所有者等を含めた中で対策を講じていく必要があるのではないかと。JR敷地はかなり難しい。

○合羽井議員

ヒグマの箱わなは、町で何個用意してゐるのか。

今年のように、暑寒沢で目

いっばいで、他の地区に設置できないことになるので、来年度に向けて増やす計画はないのか。

○町長

2基用意してゐる。猟友会と相談して、少ないのであれば購入、作製を考えたい。

○合羽井議員

ヒグマの出沒は、特に多いのが暑寒沢と信砂地区だが、信砂地区の奥に隣接してゐる北竜、雄冬方面の浜益との連携は取れてゐるのか。

○町長

留萌市とは阿分地区と礼受地区がつながつてゐるので連携は取れてゐるが、北竜町と石狩市

浜益地区は人家が非常に離れてゐるので取れてゐない。

○合羽井議員

職員で、ドローンの操作の研究等を受けた人はゐるのか。

○町長

消防で1回行つており、消防からも予算査定の中で提案があつた。今回、芦別市で駆除されたヒグマは、芦別消防でド

ローンを使用したという情報も入つてゐる。ただ、今年のようになれば、消防が頻繁に出勤しなければならず、本来の業務に影響が出るので、慎重に考えなければならぬ。

○合羽井議員

ベアドッグの関係で交渉、電話はあるか。

○町長

軽井沢のNPO法人でカレリアン犬という日本に数頭しかいない犬をベアドッグと言うようだ。こういったNPO法人もないので、これも研究する必要はあるが難しいと思ふ。

○町長

軽井沢のNPO法人でカレリアン犬という日本に数頭しかいない犬をベアドッグと言うようだ。こういったNPO法人もないので、これも研究する必要はあるが難しいと思ふ。

軽井沢のNPO法人でカレリアン犬という日本に数頭しかいない犬をベアドッグと言うようだ。こういったNPO法人もないので、これも研究する必要はあるが難しいと思ふ。

町在住の外国人との交流について

合羽井議員②

Q 今までどのような場があつたか

A 成人式、盆踊り、クリーン作戦に参加がある

○合羽井議員

当町において、技能実習や特定技能者の外国人在住者が114人(令和5年10月現在)に達している。今後、交流の場を多く作つていただきたく見解は。

(1)今までのような交流の場があつたのか。

(2)外国人には日本語教室だが、逆バージョンの教室はできないか。

(3)今後、選ばれる自治体としての考へてゐる対策は。

○町長

(1)成人式や盆踊り、クリーン作戦にも外国人の参加がある。成人式には令和2年からの4年間で20人の参加があり、日本人と

一緒に式典、写真撮影に参加している。

(2)1月下旬から日本人に対して、外国人に伝わりやすい簡単な日本語の講座を予定している。

(3)住環境整備といったハード面のサポートの検討、さくらんぼ狩りなど町ならではの体験ができる事業や、スーパードなど顔合わせした際に挨拶を交わせるような交流を促す講座の開催など、ソフト面のサポートも実施し、外国人も住み続けたいと感じる町づくりが、結果的に外国人に選ばれるまちづくりになると考えている。

○合羽井議員

水産加工と漁業がほとんどで、農業は要望していないのか。

○町長

農業では聞いたことがない。果樹園でも10月までは忙しいが、実習生に対して賃金を払ってあげるか、それが難しいということではないか。

○合羽井議員

外国人が町から離れるのは、低賃金と孤独感ということだが、

賃金支払いの状況はわかるか。

○町長

町として調査はできていない。

○合羽井議員

何か聞き取りだとか交流の場を含めた形でやっていったらいいと思う。例えば、インドネシアでこういう挨拶をするんだよという指導的なものはないのか。

○町長

ベトナム、インドネシア、ミャンマーなどそれぞれの言葉を理解して話すのは難しい。共通言語を日本語にして優しい日本語で語りかけることで関係づくりをするほうが良いと思う。



～ 盆踊りでは外国人と町民と一緒に踊り交流を深めている～

○合羽井議員

ある程度の英語は通じるのか。

○町長

英語を話せない実習生が多いと聞いている。これから日本語のスキルを上げていきたいと実習生が一番考えているので、それに対して町がどのように進めていけるのか考えなければならぬ。

「ゼロカーボンシティ宣言」と「増毛町地球温暖化対策実行計画」における現状と今後について

松倉議員

Q 当計画の現状と今後の取組は

A 無理せず取り組み、継続していく

○松倉議員



道において、2050年までに「ゼロカーボン北海道」が掲げられ、この実現に向けて「ゼロカー

ボンるもい」推進ネットワークが設置、留萌振興局管内においても管内全市町村が足並みを揃え、今年度中に「ゼロカーボンシティ宣言」が予定されていると伺っている。当町でも持続可能なまちづくりを目指し、2023年5月に「増毛町地球温暖化対策実行計画」を策定、7月4日に増毛町「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。これを機に町全体として環境の保全、カーボンニュートラルへの関心が高まることを期待しており、現状と後は、
(1)現在までに行われている当町の取組は。
(2)5か年計画である「増毛町地球温暖化対策実行計画」策定に基づき今年度の取組は。
(3)留萌管内全市町村が足並みを揃えとあるので、他市町村の取組の現状と先進的な事例は。
(4)来年度以降、思案している取組、また推進にあたり特に注力していく項目等は。
(5)持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくりとして、

このような取組、意識が町全体へ波及していくことを期待しているが今後、町全体での取組として計画している、また可能性として思案していることは。

○町長

(1)近年の主な事業としては、藻場再生事業、プラグインハイブリッド車の導入、明和園、老人福祉センター、診療所のLED化となっている。

(2)本計画は町の事務、事業に関する計画で、今年度の取組は保健センターのLED化など施設設備等の改善や役場庁舎トイレの有感センサーによる節電といった継続的な取組を行っている。

(3)11月に小平町がゼロカーボンシティ宣言を行ったことにより、管内8市町村の全てが宣言を果たした。この宣言は、2050年までに二酸化炭素排出量をゼロにすることを目標にしており、現時点では管内でどのような取組ができるのかを調査検討することから、現時点では先進的な取組の報告はされていない。

(4)保健センターのLED化の効果を検証したうえで、他の施設についても、段階的に進めたいと考えている。

小規模水力発電について、暑寒荘への電力源としての可能性を調査し、実現可能であれば導入したいと考えている。そして、明和園などへの太陽光パネル設置も円安等の影響が大きく、現時点では採算面で厳しくなっており、導入を保留しているが、

為替の状況、世界情勢によっては設置の可能性も十分にあると考えており、しかるべき時に適切に判断していく。

(5)できることから無理せずに取り組むことが、継続していくための秘訣であると考えている。

藻場再生事業においては、水産資源の回復を狙いとして実施してきた事業が、ブルーカーボンへの注目が高まったことにより脱炭素の観点から着目されたという経緯もある。脱炭素だけを目的とするのではなく、何かを選択する際、環境に配慮され

たほうを選択する、幹となる事業にカーボンニュートラルを意識した事業を付随させることが、結果的に取組の継続につながり、持続可能なまちづくりになると考えている。また、役場だけでは実現できないので、企業、事業所にも働きかけていきたい。

○松倉議員

留萌管内8市町村がゼロカーボンシティを宣言し、今後、足並みを揃えて取り組んでいくというところで良いのか。

○町長

苫前町は広葉樹を植えてCO2を削減し、遠別町は公共施設をLED化していくなど、足並みを揃えるよりも、各自自治体で負けないように進めていくというようなことだと思う。

○松倉議員

藻場再生事業において、水産資源の回復を狙い実施してきた事業が、ブルーカーボンへの注目が高まったことにより脱炭素の観点から着目された。ブルーカーボンに対してどのような考え、手応え、またゼロカーボン

シティ宣言において、町が行っている藻場再生事業、ゼロカーボン、どのような意味合いで捉えているのか。

○町長

藻場再生事業は増毛漁協が始めたものに、3年後に日本製鉄が実証実験でスラグを使って藻場再生事業を進めていて、劇的な変化はないと思っている。すぐに効果が出るものではなく、効果があった場所、効果のない場所もあり、長い目で進めていかなければならないと思っている。目的は藻場再生であって、結果的にブルーカーボンがいつか来た。

○松倉議員

町の大きなイベントで、管内で先駆けて脱プラをする、事業者に周知を兼ねて、環境的な支援、プラを使わないで、町でバイオマス容器、紙容器を用意する、フードロスを防ぐために、フードパックが各飲食店に配布されていたと思うが、紙製容器にするとか、徐々に周知するよ

○町長

イベントについては、職員が出て分別を行い、環境意識を高く進めていると思っっている。経費などを考えながら進めていかなければならないなど思っっているので、研究していききたい。

○松倉議員

ゼロカーボンも5年後には今よりも浸透して、当たり前になっってくると思っっている。千歳市に大きい工場ができ、注目さっれている中で、当町も一丸となっって、意識を高め推進していくことが、町の価値を高めることになっつながるので、未来の可能性として進めていく、**気概**を持っって進めて欲しいと思っうが。

○町長

注目を集めているのは、十勝のバイオマス発電、下川町の木質バイオマス発電であり、進んでいるところは進んでいるので、これで注目を集めるのは難しい。根本的には国の政策、社会の機運が必要になっってくると思っう。事業の中で、考えながら行政を進めていくのが大切だと思っう。

公共施設照明のLED化及びLED交換に対する助成について

岩崎議員

Q 町民へLED化の助成は

A 住宅リフォーム等補助の活用を



○岩崎議員

政府の負担軽減策が半減するため、電気料金が値上がりすること

となっっている。役場庁舎で多く使われている照明器具は直管型蛍光灯40ワットであるが、LEDにするると消費電力は17ワット程度であり、省エネ長寿命である。最近のものは照明器具を取り替えなくても、従来どおりLED電球や蛍光管をそのまま交換するだけで使用できる。役場庁舎ではまだ多くの従来型の40ワット蛍光灯が使われていると思っうが、町の公共施設全体での

LEDの設置状況は。

- (1) 電気料金が値上がりしている中、経費節減のためにも公共施設の照明器具を従来型の蛍光灯をLEDに取り替えるべきと考えるが。
- (2) 町民も電気料金の値上がりで苦しんでいるのでLED取り替えに対し、助成しては。

○町長

- (1) 明和園、老人福祉センター、診療所のLED化を行っっており、小中学校をはじめ、各施設の検討を行い、令和5年度は健康一番館のLED化を実施する。次年度以降は、小中学校のLED化を計画している。その他の施設についても、随時検討していきたいと思っっている。役場庁舎については、建替時に採用するよう考えている。
- (2) 住宅等の電気料金のうち照明器具より、その他の電化製品の使用料が大きいため、各家庭では節電意識を高め節電をしていただき、LED化助成は、住宅リフォーム等補助金を活用していただきたいと思っっている。

議会に請願、陳情される方へ

1. 請願書、陳情書は右記の様式に準じ作成してください。
2. 請願書には、町議会議員の紹介、議員1名以上の署名または記名捺印が必要です。
3. 陳情書には紹介議員の必要はありません。
4. 請願・陳情はいつでも受付けておりますが事務処理の都合がありますので、なるべく定例会開会の10日前までに提出ください。
5. その他不明の点について、議会事務局にお問合わせください。
電話 53-1311 (議会事務局 直通)

請願書

.....について
(請願の内容)
 請願者 (代表) ○○○○
 紹介議員 ○○○○
 (署名または記名捺印)
 令和 年 月 日
 増毛町議会議長 ○○○ 殿

あっぷるハイヤー夜間利用料の 加算料金が軽減

増毛町議会第4回臨時会は、11月8日の1日間の会期とし、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行い当選人が決定したほか、増毛町自家用有償旅客運送事業実施条例の一部改正を原案可決し、閉会しました。

審議された案件について、お知らせします。

令和5年 第4回臨時会

11月8日開催

選 挙

◆増毛町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、令和5年11月11日付けをもって任期満了となる、増毛町選挙管理委員会委員及び補充員の後任者選挙を行い、次の方々が当選されました。

◎選挙管理委員会

- 三浦 幹夫 氏
- 南山 岩男 氏
- 斉藤 友昭 氏
- 早坂 範子 氏

◎補充員

- 西元 章夫 氏
- 佐々木 一美 氏
- 石川 邦憲 氏
- 宮津 美幸 氏

◎任期

令和5年11月12日から
令和9年11月11日まで

条例の改正

◆増毛町自家用有償旅客運送事業実施条例の一部を改正する条例

増毛町自家用有償旅客運送事業の実施にあたり、利用者の負担軽減を図ることを目的に夜間利用料の加算料金を軽減し、早朝の特急ましけ号利用者の利便性を確保するため、本条例の一部を改正しました。



「議会だより」について ご意見をお寄せください

議会広報特別委員会は、より見やすい、親しまれる「議会だより」作りを目指しています。ご意見やご感想、どんなことでも結構です。どうぞ、議会事務局までお寄せください。

連絡先 電話53-1311 (議会事務局 直通)



10月4日～
5日開催

議会運営委員会行政視察

全国的に町村議会議員選挙における投票率の低下や無投票当選が増加している状況にあり、2023年4月の当町議会議員選挙においても無投票当選となったことから、議員のなり手不足問題は深刻なものとなっている。この先、定数割れが常態化することになれば、議会の意志決定に多様な住民の意見を反映させることができず、議会に求められる役割を十分に果たせなくなる可能性もあることから、近年、なり手不足対策を行った、滝上町及び白糠町を10月4日～5日の日程で視察した。



小田 緑
委員長

議員のなり手不足が全国的に問題となる中、先進的に議員報酬の引き上げの取り組みを行なった滝上町議会・白糠町議会を視察した。

2007年と2023年の統一地方選挙では、定員を割らなかったものの増毛町においても無投票の選挙となり、議員のなり手不足の問題は増毛町も例外ではない。要因は人材不足・住民の無関心・低水準な議員報酬等があげられる。増毛町議会においては財政難を理由に2004年に議員報酬を10%削減し約20年になる。町村議員報酬の平均は約21.4万円だが増毛町は17.6万円と低水準である。増毛町の議員は、私も含め自営業・退職した人に偏る傾向が出てきている。本来、議会は子育て中の人・若い世代・障害がある人・女性等、多様な人々が議論できる、議論しやすい議会でなければならないと考える。そのためには低水準の議員報酬の見直しのみならず、供託金の廃止や情報発信の取組などが求められている。



～ 報酬等審議会の過程について説明を受けた滝上町 ～



～ 特別委員会により定数・報酬について協議していた白糠町 ～



酒井 倫明
副委員長

この度の視察は、「議員なり手不足の対策への取組」を見聞することが目的で、特に議員報酬増額までの経緯と改定による効果の確認が重要な項目であり、滝上町議会は本年4月に、白糠町議会は5月に報酬改定を行っていることから視察地に選定したが、改定に至るまでの経緯に違いがあった。

当町では、過去に国からの借入金などが増大した時期があり、その償還に向けて平成16年に町長以下の全町職員の給与と議員報酬の引き下げを行い、その後に町職員の給与は国家公務員に準拠したもの、町理事者と議員は現在も据え置きになっている。

今年の議員選挙では、定数を1名削減したにもかかわらず、3度目の無投票での改選となり、全国的に議員のなり手不足が言われる中、今後の選挙において定数を超える立候補者の確保が課題になっていることから議員報酬に着目し、今年改定した2町を視察したが、いずれも時間を掛けて検討を進め、結果として改定に至ったとのことである。



松倉 清道
委員

一蓮托生、ポイントは審議会条例があるかないかである。

前提は割愛するが、今回、視察をさせていただいた滝上町は特別職報酬等審議会条例があり、白糠町にはない。審議会条例が制定されている自治体における特別職（町三役、議員等）の報酬は外部の方が判断をする。言い換えれば、高い安いは町民が決めているのである。

全道約132市町村にその条例があるのに対して留萌管内では留萌市にしかない。地方議員のスタンスも変化している中、今後の議員の成り手不足解消の柱として報酬を考えると審議会条例の制定を検討する時期にきていると実感している。

一方、当町が当時の財政事情を考慮し平成16年に行った財政改革における議員報酬10%減額の際、町側が条例の一部改正を行った。それ以来、報酬に関しての議論はあまりされず現在に至る。議員報酬と町三役の報酬は一蓮托生。見えない意見を気にするよりも、議論してもらい、総評してもらい、そんな関係性が適切ではないかと考える。

今回の視察を受け、まずは特別委員会を設置し審議会条例制定の有無、報酬のあり方を協議する。その入口に触れた視察であったと感じている。



上野 剛
委員

1日目の視察先・滝上町には「特別職報酬等審議会」が設置済で、2016年と2018年の答申では議員報酬の見直しが適当とされたものの、議会全員委員会はこれを見送った。2022年に同内容で本議会に上程し、2023年4月からの議員報酬を+6.5%改定した（16万8000円→17万9000円）。

2日目の視察先・白糠町には同審議会は設置されておらず、議長を含めない議員全員による「議員定数等調査特別委員会（2017年設置）」と、「議会改革活性化特別委員会（2019年設置）」において協議を行い、2022年12月定例会で結果報告をした（議員報酬は18万6000円→20万4600円）。

今回、滝上・白糠両町議会を訪問して説明を受けたが、どちらかという「特別職等報酬審議会」を設置していた滝上町が早く結果を出せたようだった。しかし、当町は白糠町と同様に同審議会は設置していないので、議会内に特別委員会を設置しなければならない。

この行政視察を終え、全国町村議会議長会が1978年に算定した「全国標準報酬算定率」を基準とした考察と協議を行うことが、今後の当町議会の進め方になるだろうと考えるに至った。



大井 紀美恵
委員

議員のなり手不足が全国・全道を通して問題になっている。人口減少や少子高齢化はもちろん、議会の議員報酬が低いことも要因の一つと指摘されている。今回は、議会の議員定数や議員報酬等の取組を行った2町を視察した。

1. 滝上町は平成28年11月、特別職報酬等審議会を設置し議会改革・活性化に向けて協議し、令和4年12月議員定数1減、議員報酬の増額を決定した。

2. 白糠町は平成29年12月、議員定数等調査特別委員会を設置、令和5年4月議員定数を1減、議員報酬10%増額を決定した。

以上2町は、協議について年月を費やし現在に至っている。当町は今年度より議員定数を1減しており、これ以上の減は二元的代表制のもと議会の活性化を鈍化させるもので、避けなければならない。また議員報酬については低い状況であり、近年の動向を鑑みても増額する必要があるのではないかと考える。そして、町民の議会活動への理解を促進させるためにも討論会や報告会等を設けることで、町民の意見を町行政に反映させる活動も求められると思う。今回の視察で対応にあたり丁寧なる説明や取組、情報提供をいただき感謝申し上げますとともに今後について、より多くの協議を重ねていきたいと思う。



飛内 眞吾
議長

先の統一地方選において、当町の議会議員選挙では現職10名のみが無投票当選となり、全国的に問題となっている議員のなり手不足を痛感したところであり対策が急務であると考え、議会運営委員会で先進的に、なり手不足対策に取り組む議会を視察させていただきました。

この度の行政視察で得た知見をもとに、今後、町議会に多様な人材が参画していただけるよう議会として様々な角度から議員のなり手不足、待遇の改善に取り組んでいきたいと考えております。

編集後記

議会のうごき

11月

- 6日 議会だより 175号発行
- 8日 令和5年第4回臨時会
- 27日 議会運営委員会
全員協議会
- 29日 全国町村議会議長会全国大会 (東京都)
- 30日 管内町村議会議長会行政視察
(~12月1日 高知県)

12月

- 14日 全員協議会
令和5年第4回定例会 (第1日)
- 15日 令和5年第4回定例会 (第2日)

1月

- 11日 議会広報特別委員会 (第1回)
- 18日 議会広報特別委員会 (第2回)

気になってよく観ていたテレビドラマの女性主人公が「アロマンティック (aromantic)」という設定でした。初めて耳にした言葉なので調べてみると「恋愛指向のひとつで、一般的には、恋愛的な魅力をほとんど、またはまったく感

じないだけでなく、恋愛に嫌悪感を抱いたり、恋愛関係に興味がなかったりする」人とのこと。いわゆるセクシャルマイノリティ (性的少数者) のひとつで、まだ理解が広まっていないものなのだそうですが、LGBTQ IAを象徴するレインボーフラッグと同様、アロマンティックフラッグ (緑・黄緑・白・灰色・黒) という旗があったり、

ホワイトリング (白色の指輪) を左手中指につけている人もいるのだそうです。

深夜ドラマですっかり勉強してしまつたのですが、さらに興味深いエピソードが、若い男性が定食屋で注文を出そうとする場面でした。「お母さん、注文いいですか？」と店員に話しかけるその客に「お客さん、私は誰のお母さんでもないよ。歳をとつた女が皆、誰かの母親だと思つたら大間違いだよ」とびしゃりと言ひ放つたのです。男性客はバツが悪そうでしたが、その様子を見ていた主人公は店を出たあと「あー、スッキリした」と妙に満足げだったのでした。

これはセクシャルマイノリティとは違うかもしれませんが、複雑化し続ける世の中やその多様性を考えると、このエピソードを「面倒な世の中だなあ」と思つた時点で、今の世

の中についていけないということになつたのかもしれない。世の中の変化に対応するための知識の更新や、自らの変化を怠つては、どんどん時代に取り残されていってしまうのでしよう。

人間もパソコンと同じようにバージョンアップしていかななくてはならないようです。

(至成)

議会広報特別委員会

- 委員長 上野 剛
- 副委員長 大井 紀美恵
- 委員 松倉 清道
- 酒井 倫明
- 川島 優
- 合羽井 達男